

## ～税務のチェックポイント Q&A30～

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

### 『質問』

#### 分掌変更に伴う役員退職金の分割支給

##### 《内容》

当社の役員甲は今期末に代表者を辞任し、来期からは当分の間、非常勤の取締役として経営補助に当たることとなりました。なお、この際、役員報酬額は今までの月額100万円から50万円に減額変更しています。また、この分掌変更に伴い、当期末における株主総会で甲に対して退職金の総額を7,000万円支払うこととし、その内の2,000万円は資金事情により翌期の中間期末日に支給する旨を決議しました。当期に支給する5,000万円のみを損金に計上し、残額2,000万円は翌期での損金算入は認められるのでしょうか。

知り合いの同業者の経理担当者の方に相談したところ役員の分掌変更による退職金の支給については、原則として法人の未払金等に計上した場合の当該未払金等は含まないと法人税基本通達9-2-32の（注）に書かれているとの回答があり、このようなことから、翌期に支払う2,000万円の損金算入が認められるか判断に迷っています。

### 『答』

法人税基本通達9-2-32の規定は、退職によらない役員退職給与の損金算入を例外的に認めたもので、恣意的な損金算入等の弊害を防止する必要性の観点から、原則として、法人が実際に支払ったものに限り適用されるべきと解釈されています。

しかし、分掌変更の時に退職金の全額が支給されなかったことが真に合理的な理由によるものである場合に限り、逆に損金算入は認められると解されます。

ご質問のケースにおいては、この分掌変更の時に退職金の全額が支給されなかったことが真に合理的な理由によるものである場合に該当するか否かは、個別に認定されることとなりますが、同じような事案として平成27年2月26日東京地裁判決が出ていることから、翌期に支払う2,000万円の損金算入が認められると思われま

### (解説)

1 役員退職金は、株主総会等の決議によりその額が具体的に確定した日の属する事業年度に損金算入するのが原則ですが、実際に支払った日の属する事業年度においてその支払額を損金経理した場合には、これが認められます（法基通9-2-28）。

2 ところで、役員の方掌変更による退職金の未払金計上については、法人税基本通達9-2-32（本通達）の注書において、『本文の「退職給与として支給した給与」には、原則として、法人が未払金等に計上した場合の当該未払金等の額は含まれない。』とされていますが、この通達の趣旨説明において、国税庁は次のように述べています（平成19年3月13日付課法2-3ほか1課共同「法人税基本通達等の一部改正について」）。

『退職給与は、本来「退職に因り」支給されるものであるが、本通達においては引き続き在職する場合の一種の特例として打ち切り支給を認めているものであり、あくまでも法人が分掌変更等により「実質的に退職したと同様の事情にあると認められる」役員に対して支給した臨時的な給与を退職給与として認める趣旨である。したがって、本通達の適用により退職給与とされるものは、法人が実際に支払ったものに限られ、未払金等に計上したものは含まれないこととなるのである。』

ただし、役員退職給与という性格上、その法人の資金繰り等の理由による一時的な未払金等への計上までも排除することは適当ではないことから、「原則として、」という文言を付しているものである（このような場合であっても、その未払いの期間が長期にわたったり、長期間の分割支払いとなっているような場合には本通達の適用がないことは当然であろう。）。』

3 このようなことから、ご質問の場合には、甲の方掌変更に伴う退職金の全額を一時に支払わず分割払いとするに至った資金事情が、会社の資金繰り表やキャッシュ・フロー計算書等によって説明でき、分割払いの期間が翌期の中間期末日と短く、時期も特定されているという点を考慮すれば、本通達の（注）にある「原則として」の例外に該当するものとして、各々の現金支給した役員退職金はその支給した事業年度で損金経理することにより損金計上できると思われます。

なお、この分掌変更の時に退職金の全額が支給されなかったことが真に合理的な理由によるものである場合の具体的な必要性の判断は個別に認定されることとなりますが、同じような事案として平成27年2月26日東京地裁判決が出ていますので、参考になると思われます。

※なお、税務のチェックポイントQ&Aに関するご質問は受付しておりません。  
予めご了承ください。

#### 〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。